

ひたちなか市「赤ちゃんの駅」事業実施ガイドライン

1. 事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組の一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳や搾乳、おむつ替え等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録することにより、安心して外出できる環境を整備し、子育て家庭の外出を支援するとともに、地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的とする。

2. 登録基準

赤ちゃんの駅としての登録基準は、次の（1）、（2）の両方、もしくは一方を提供できる衛生面と安全面に配慮された施設とする。（1）、（2）に加え、調乳用の湯の提供を行う場合は、（3）の基準を満たすこと。

（1） 授乳・搾乳の場の提供

- ① 四方を隔壁で仕切られた部屋、またはパーテーションやカーテン等で仕切られた場所など、利用者のプライバシーが守られたスペースで、椅子等の授乳ができる設備が備えられていること。
- ② 搾乳の場には椅子等の他、手洗い等のために水道設備の利用ができること。
- ③ 使用するスペースおよび設備は、衛生面の配慮がなされていること。

（2） おむつ替えの場の提供

- ① ベビーベッド、おむつ交換台等の乳幼児のおむつ替えが可能な設備があること。
- ② 紙おむつ等のごみは、利用者が持ち帰る。ただし、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。
- ③ 使用するスペースおよび設備は、衛生面の配慮がなされていること。

（3） 調乳用の湯の提供

- ① 乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存および取扱いに関するガイドラインの仮訳（平成19年6月5日 厚生労働省医薬品食局食品安全部）に従い、安全な水を完全に沸騰させた後、70℃以上に保ったものを提供できること。（沸騰させてから30分以上放置したお湯は70℃以下になるため使用しない。）

3. 表示

- （1） 登録施設の管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、市が提供する掲示物を掲示し、適正に管理する。
- （2） 経年劣化等により掲示物が破損または汚損した場合は、再提供を受けることができる。

4. 提供日および実施時間

- (1) 登録施設の提供日および時間は、登録施設の管理者が決定する。
- (2) 登録施設の管理者は、臨時的に登録施設の提供を行わないことができる。

5. 管理および利用の制限等

- (1) 赤ちゃんの駅は登録施設の管理者の責任において管理すること。
- (2) おむつ交換台等の転落防止に必要な措置を行う等、利用者の安全確保について十分な配慮を行うこと。
- (3) 登録施設の管理者は、次のいずれかに該当する時には、赤ちゃんの駅の利用を拒み、若しくは制限しまたは退去を命ずることができる。
 - ① 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。
 - ② 利用者が登録施設の管理者の指示に従わなかったとき。
 - ③ その他、施設管理上の支障があるとき。

6. 確認等

市は登録施設に対して、必要に応じ、本事業の実施状況について確認等を行うことがある。

7. 個人情報の保護(利用時に氏名等を特定する施設のみ)

登録施設の管理者は、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を適正に取り扱わなければならない。

8. その他

このガイドラインに定めるもののほか、「赤ちゃんの駅」事業の実施にあたり必要な事項は市長がこれを定める。